

# インドの電力部門における中央・州財政関係

き とう ひろし  
佐 藤 宏

- I 問題の所在
- II 電力部門への中央政府の進出
- III 電力部門における中央・州財政関係
- IV 結 び

## I 問題の所在

インドの連邦制度における中央・州財政関係は主に中央政府から州政府に対する財政移転に焦点をあてて分析されてきた。筆者は前稿において1970年代初頭から80年代半ばにかけての州財政統計をもとに財政移転の分析を行なった(注1)。そのなかで中央政府から各州政府への移転の規模とその内容が、州政府の財政支出構造に規定される面の強いことを論じた。さらにこの分析から、社会支出にせよ開発支出にせよ、1人当り水準が全国的にみて著しく低いヒンディー・ベルトの諸州が、今後その水準を引き上げざるをえなくなる状況が生まれるときに、中央・州財政関係の全面的な転換が要請されるだろうという見通しをのべた。この主張は従来の研究が財政移転の配分基準をいかに公正化するかという政策配慮にひきずられていることへの批判を含んでいた(注2)。

筆者は前稿で示した分析の視点と結論を修正する必要を今も感じてはいないが、中央・州財政関係の全体像を中央政府から州政府への財政移転のみによって描くことについては、視点の狭さを自覚していた。たとえば、中央政府による州内での支出や投資、あるいは中央の特殊金融機関および

公企業を通ずる非財政的支出は、財政移転の視野にはあらわれてこないのである。しかし本稿であつかう電力部門のように従来は州政府(州電力庁—State Electricity Boards: 以下 SEBs) 主体であった部門に中央政府が進出してくるというような関係が生まれている場合、州財政による電力部門への支出のみを横並びに比較しても、部分的な結論しか得られないであろう。また特定州内に位置する中央公企業への投資は税金、インフラ整備の負担という形で州財政にさまざまな影響を及ぼす(注3)。また中央政府の管轄する特殊金融機関の貸付は民間の経済活動への支持という点で市場原理での運営が基本であり、先進工業州に集中する傾向が強い(注4)、したがって水平的再配分機能が強調される財政支出との関連が常に問われざるをえない。

前稿のこうした欠落を補うためには中央政府支出および中央と州双方の公企業を含む財政・金融等の関係を整理する必要があるが、そのような作業はインドにおいても今のところみられない。本稿は、試論にとどまるが、電力部門を対象に、中央・州財政関係をより総合的な視野から理解し、あわせて前稿でのいくつかの結論を検証するものである。

本論に入る前に、特に電力部門を中央・州財政関係の主題としてとりあげる意味について論じておこう。

第1に、前稿で紹介したように、インドの中央

・州財政関係は1960年代半ばの国民会議派による一党支配の終焉とともに政治問題化した。中央政府による税源の先取や借入権限の独占、また中央補助事業 (centrally sponsored schemes) のような形で州管轄事項への (中央政府による) 蚕食が批判の対象となった<sup>(注5)</sup>。こうしたなかで、電力部門は本来州政府が主体となっていた部門のうち、1970年代末以降中央政府の役割がめざましく強化された代表的な分野のひとつであった。中央の電力局 (Department of Power) の管轄下にある全国火力発電公社 (National Thermal Power Corporation: 以下 NTPC) および全国水力発電公社 (National Hydroelectric Power Corporation: 以下 NHPC) を中心とする発電および送電事業が電力部門全体に占める比重は一貫して高まってきた。中央・州財政関係の最近の動向をみるうえで、電力部門の検討は不可欠である<sup>(注6)</sup>。

第2に、電力部門は、その投資額の大きさからみても、州別の財政支出構造、とりわけ投資的支出構造を左右する重要な要素である。前稿でみたように、一般的にいて、パンジャブ州やハリヤーナー州のような富裕州において電力部門への支出比率が高いことが確認されている<sup>(注7)</sup>。中央政府の電力部門への参加はこのパターンにどのような影響を与えるだろうか<sup>(注8)</sup>。

第3に、NTPC などの参加によって、電力供給の全国的供給網 (national grid) が成立すること、しかもそれが中央政府のイニシアティブで成立することの意味を考える必要がある。従来、鉄鋼、石炭、石油製品などの全国統一価格化 (freight equalization) の是非が中央・州関係の論点のひとつであったが<sup>(注9)</sup>、電力の全国供給網の成立は電力というもうひとつの基礎材の供給価格の全国的平均化によっても大きな意味をもつことになろう。

この問題は狭義の中央・州財政関係の枠に収まらない大きな経済問題であるが、すでに NTPC が SEBs に供給する電力の価格問題をめぐって顕在化している。

以上が本稿で電力部門を主題にとりあげる理由であり、同時に以下でのべようとする論点の要約でもある。

(注1) 佐藤宏「インド財政における中央・州関係——財政移転の分析、1972~84年——」(I)(II)『アジア経済』第29巻第5号 1988年5月 2~20ページ、第29巻第6号 1988年6月 51~67ページ。

(注2) 同上論文(II) 51, 63~65ページ。

(注3) 中央政府による公企業への投資の州別分布は Commission on Centre-State Relations, *Report, Part II*, デリー, 1987年(以下 CCSR 2 と略) に収められた各州のメモランダムのうち、ラージャスターン州のものが詳しい数字を示している。それによれば1983年末までにマディヤ・プラデーシュ、ビハール、マハーラーシュトラの3州で全投資額の約47%を占めている (CCSR 2, 445~446 ページ)。

(注4) この点も各州政府の強い関心を呼んできたところである。インド産業開発銀行など特殊金融機関の融資額の40%はマハーラーシュトラ、グジャラート、タミルナードゥの上位3州が占める (CCSR 2, 444 ページ)。

(注5) 佐藤 前掲論文(I) 13~14ページ。

(注6) 本稿はインドの電力事情そのものの分析ではない。そうした目的からは不十分な記述に終わるが、インドの電力問題についての要をえた紹介は、石上悦朗「インフラストラクチャー」(伊藤正二『インドの工業化——岐路に立つハイコスト経済——』アジア経済研究所 1988年) 140~151ページ参照。本稿では電力関連の単位として、インドで一般的に使われる MW(h)=100万ワット(時)、KV=キロボルトを使用する(本稿末の付表も同じ)。

(注7) 佐藤 前掲論文(II) 57~58ページ。

(注8) 本題からややずれるが、パキスタンでの州財政の分析では、電力部門を水資源電力開発公社 (WAPDA) という中央政府の機関が管轄するため、インドについての分析手法が適用できないのである。この点については別稿を準備している。

(注9) とくに西ベンガル州が鉄鋼と石炭について

は統一価格化されているのに、同州で不足している綿花などの加工原料に統一価格制度が適用されていないことに不満をもっている。

## II 電力部門への中央政府の進出

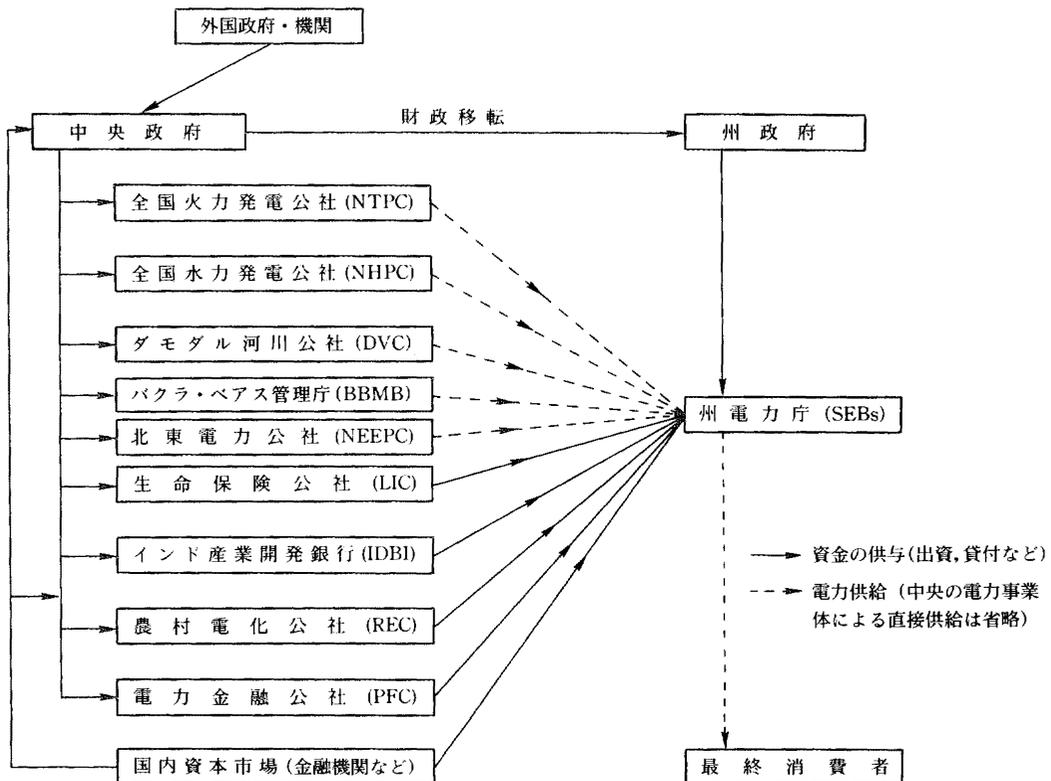
### 1. 電力行政上の中央・州関係

さて、電力部門の経済行政上での位置づけをみると、電力は憲法上、中央政府と州政府の共同管轄事項になっている（インド憲法第7附表リストⅢの38）。独立以来、電力部門は主としてSEBsが管轄していた。しかし、新規発電能力の増強は1958年までは、あらゆる規模について中央政府の認可が

必要であった。それ以降ようやく1000万<sup>kw</sup>以下の発電プロジェクトについては中央電力庁（Central Electricity Agency）および関連省庁の認可を必要としなくなった。1985年にはこの上限は5000万<sup>kw</sup>に引き上げられた。しかし実質的に新規プロジェクトの認可が中央の諸機関の権限となっている実態には変わらない<sup>(注1)</sup>。

中央政府による電力事業への直接参加は電力局下のダモダル河谷公社（DVC, 1948年設立）をもって嚆矢とするが、その後石炭（鉄鋼）省のネイヴェリ亜炭公社（NLC）、原子力エネルギー局の原子力発電所などの事業が開始された。しかし1970年代半ばに、あいついで中央政府の管轄下に火力

第1図 電力部門における中央・州関係



(出所) 筆者作成。

および水力発電を担当する公社（1975年に NTPC, NHPC）がそれぞれ設立されて以来、この部門における中央政府の比重は急速に上昇した。これら公社以外にも電力局の管轄下にある機関はその後増加し、代表的な機関だけでも、第1図の示す NTPC以下 NEEPC にいたる5発電事業体および貸付業務を担当する農村電化公社（Rural Electrification Corporation：以下 REC, 1969年設立, 次節3. 参照）さらにごく最近の1986年に設立された電力金融公社（Power Finance Corporation：以下 PFC）などがある（詳細は電力局の年報参照）。そして1980年に電力局への答申を行なった「電力に関する委員会」（いわゆるラジャダクシャ委員会）<sup>(注2)</sup>はこの部門への中央政府の参加をさらにすすめることを勧告した。こうして1980年代には電力部門における中央政府と州政府の関係が大きな問題となってきたのである。中央政府がこの部門に進出するについては、それまでの各州の SEBs の貧しい実績におおいに原因があったが、州政府としては、いわば既得権益を侵されているという認識をもつこ

とになる。中央と州の行財政関係を全面的に検討した最近の「中央・州関係委員会」（いわゆるサルカリア委員会）の報告書では、ある州（マディヤ・プラデーシュ）の意見として、110KV以下の送電、農村電化および私設発電プラントは州の単独管轄とする一方、発電と電力開発については、これまでどおり共同管轄とするという提案が紹介されている<sup>(注3)</sup>。実際以下に検討するように1970年代後半以降の中央政府のこの部門への進出にはめざましいものがある。

## 2. 中央と州の比重

まず、これまでの計画支出に占める電力部門の比重およびそのなかでの中央の比率を検討してみよう。第1表にみるように、電力開発への計画支出の比重は次第に高まり、第7次計画では、19歳にまで達している。その内訳をみると、この伸びが中央の諸機関に対する支出によるものであることが明らかである。州への支出は全計画支出の14～15歳の水準にとどまっている。

中央政府の管轄する電力事業はすでにのべたよ

第1表 電力部門への計画支出額

計 画	期 間	計 画 支 出 額 (1,000 万ルピー)				公的セクターへの配分に占める電力の比率 (%)
		州	連邦直轄地	中 央 <sup>2)</sup>	合 計	
第 1 次	1951～56	238.82	3.79	17.39 (6.7)	260	13.27
第 2 次	1956～61	436.94	9.33	13.73 (3.0)	460	10.00
第 3 次	1961～66	1,138.65	27.96	85.68 (6.8)	1,252.29	14.60
年次計画	1966-69	990.00	44.00	189.00 (15.5)	1,223.00	18.10
第 4 次	1969～74	2,495.32	56.68	379.00 (12.9)	2,931.00	18.06
第 5 次	1974～79	6,595.33 <sup>1)</sup>	—	804.15 (10.9)	7,399.48	18.08
年次計画	1979-80	1,817.11	41.65	381.77 (17.1)	2,240.53	18.04
第 6 次	1980～85	13,065.30	273.57	4,959.69 (27.1)	18,298.56	16.70
第 7 次	1985～90	22,686.76	535.16	11,051.54 (32.2)	34,273.46	19.00

(出所) Ministry of Energy, Department of Power, *Conference of Power Ministers of States, January, 23-24, 1989*, ニューデリー, 出版年不明, 175ページ。

(注) 1) 連邦直轄地分も含む。2) かつこ内は中央の計画支出のシェア (%)。

第2表 電力関係機関の発電、供給量 (1981年)

(単位: MWh)

	中央 政 府						州 政 府		地方行政	民 間 部 門	
	鉄道省 自家プ ラント	鉄鋼鋳山 省ネイ ベリ・ 亜炭公社	原子力エ ネルギー 省原子力 発電庁	電 力 局			州営事業	州電力庁 (SEBs)	都 市 行政体	電 力 社	自 家 電 電
				全国火力 発電公社	全国水力 発電公社	ダモダル 河谷公社					
1. 総発電量	176	3,390	3,021	2,284	214	6,001	6,610	92,379	1,113	6,913	8,979
2. 自己消費量	29	384	309	331	1	642	404	5,575	116	497	1,089
3. 総供給量 (1-2)	147	3,006	2,712	1,953	213	5,359	6,206	86,804	997	6,416	7,891
4. 購入電力量 (機関間)						412	4,101	13,112	4,163	4,640	
5. 販売電力量 (機関間)		2,687	2,712	1,950	200	3,304		7,265	606		104
6. 送電等ロス						91	583	20,902	4,554	14,521	
7. 最終販売・ 消費量 3+(4-5)-6	147	319	0	3	13	2,376	1,564	71,749	997	9,604	7,783

(出所) Desai, A.V., "The Indian Electric Power System," *Economic and Political Weekly*, 1987年10月10日, 1756ページ。

うに、実際には数省局にまたがっており、電力局は最大ではあるが、その一部を担当しているにすぎない。州および民間まで含んでの電力事業の担当比率は意外と包括的な統計が得られない。第2表は1981年時点の統計で、比較的包括的なもののひとつであり、その後の中央政府の進出を理解する出発点として便利である。これで見ると、1981年現在中央政府管轄下の発電量は、鉄道部門の自家発電を除いて10.9%である。中央政府の諸機関はDVCを除いて最終需要者への電力供給事業を基本的には行わず、発電電力はそのほとんどがSEBsに販売される。したがって、中央政府は電力事業のなかでも、もっとも損失の少ない部分をうけもっている。その後のデータでは発電部門における中央の諸機関の比重は、NTPCを中心に、さらに高まっている。たとえば、第6～8次諸計画下での追加設備能力は以下の第3表のようになっている。また最近のNTPCの報告によれば、1988/89年度の発電量は全国発電量の12.9%にあたる。同年中の追加設備能力は2208 MWであ

第3表 設備能力の拡充 (単位: MW)

	第6次計 画期の拡 充能力	第7次計 画期の拡 充能力	第8次計 画期の拡 充能力 (目標)
中央 政 府	3,160	9,320	17,695
うち NTPC	2,200	6,390	11,590
中央政府比率(%)	22.2	28.7	30.4
州 政 府 (SEBs)	11,066	12,925	20,451
州政府比率(%)	77.8	71.3	69.6
合 計	14,226	22,245	38,141

(出所) 第1表と同じ。

り、これは同年度の火力発電追加設備能力の54%にあたる(注4)。その結果第8次計画終了時には、全発電設備能力の29.05%を中央政府管轄下の機関が保有することになると予想されている(注5)。電力部門での中央政府の比重を徐々にあげてゆくという方針は、ラジャダクシャ委員会がすでに明確に提示したもので、それによれば、2000年には全国発電設備能力の45%を中央政府が保有するとされている(注6)。本稿末に付表として最近時点でのNTPCの活動状況がNTPCの年報から転載

第4表 4地域における発電設備能力(1990年3月) (単位: MW, かつこ内%)

	州 (SEBs)	中 央*	合 計	摘 要 (中央政府の内訳)
北 部	13,808.9 (66.6)	6,935.0 (33.4)	20,743.9 (100.0)	NTPC(3,600), BBM(2,705), NHPC(630)
西 部	18,802.5 (86.5)	2,940.0 (13.5)	21,742.5 (100.0)	NTPC(2,940)
南 部	15,659.1 (88.2)	2,100.0 (11.8)	17,759.1 (100.0)	NTPC(2,100)
東 部	6,618.3 (73.1)	2,434.0 (26.9)	9,052.3 (100.0)	NTPC(600), DVC(1,834)

(出所) CMIE, *Current Energy Scene in India, May 1988*, ボンベイ, 1988年, 2-29ページ。  
 CMIE, *Current Energy Scene in India, July 1990*, ボンベイ, 1990年, 2-28ページ。

(注) \*中央政府電力局管轄部門のみ。

第5表 地域別電力不足率の推移 (%)

	1981/82	1982/83	1983/84	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89*	1989/90*
北 部	-14.0	- 8.4	- 9.4	-14.0	-10.7	- 9.5	-11.3	- 6.0	- 5.9
西 部	-12.3	- 9.5	- 7.4	- 9.7	- 1.4	- 4.2	- 4.9	- 2.6	- 2.6
南 部	- 0.1	- 4.4	-12.1	+ 0.2	- 9.3	-11.0	-16.9	-13.7	-13.3
東 部	-18.6	-19.1	-18.4	-17.3	-13.8	-17.7	-12.2	-11.6	-15.0
全インド	-10.8	- 9.2	-10.7	- 6.7	- 7.7	- 9.4	-10.9	- 7.7	- 7.9

(出所) CMIE, *Current Energy Scene in India, July 1990*, 2-36ページ/Central Electricity Authority, *Thirteenth Electric Power Survey of India*, ニューデリー, 1987年。

(注) \* 4月から翌年2月まで。

されている。

NTPC を中心とする中央政府管理下の発電設備能力の増強は地域 (region)<sup>(注7)</sup>的な電力事情に一律の効果を与えたわけではない。将来的には全国的な配電網を想定しているにしても、NTPC も NHPC も、それぞれ石炭と水力という資源立地を趣旨としているという制約がある<sup>(注8)</sup>。第4表にみるように、発電設備能力でみて、この間の中央政府下の設備能力増強の最大の恩恵は、まず北部ついで西部が享受しており、東部と南部は比較的「冷遇」されているということになる。第5表でみるように電力不足の地域的パターンは1980年代には北部と西部の改善に比べて南部の悪化、東部の停滞という状況がみられる。こうした事情はNTPCの活動の本格化と関係があるのである<sup>(注9)</sup>。地域あるいは州の電力事情が各SEBsの問題のみ

で考察できる段階ではもはやない。また中央政府による電力部門参入の地域によって異なる影響は、次に述べる全国配電網の完成によっても解消はされないであろう。

こうした中央政府管轄下の機関、特に NTPC はもうひとつ重要な機能をもっている。それは、インドの電力地域を相互に連結する全国配電網をこれらの機関が計画していることである。NTPC の 400KV 送電線によって南部と東部を北部および西部の配電網につなぐ作業が進んでいる。現在でも部分的には地域をこえる送電は行なわれており、東部については当初から中央の機関である DVC が、すでにある程度の統合機能を果たしている。しかし、現在までのところ、既存の配電網による主要4地域間融通の規模は電力局の年報でみて、最近の4年間で最も多い年でもたかだか

総発電量の1.5%程度にすぎず<sup>(注10)</sup>、本格的な電力融通が実施されているとはいえない。全国配電網の完成が、地域的な電力事情と各州の電力開発計画にどのような影響を及ぼすかは、後述するNTPCによる供給電力の価格問題とともに、今後の中央・州関係の重要な課題となるだろう。

(注1) Committee on Centre-State Relations, *Report, Part I*, 発行地不明, 1988年(以下CCSR Iと略), 371~372ページ。

(注2) Ministry of Energy, Department of Power, *Report of the Committee on Power*, ニューデリー, 1980年, 21ページ。

(注3) CCSR I, 60~61ページ。

(注4) NTPC, *NTPC 13th Annual Report 1988-89*, ニューデリー, 1989年, 10ページ。

(注5) Centre for Monitoring Indian Economy (以下CMIEと略), *Current Energy Scene in India July 1989*, ボンベイ, 1989年, 2-43ページ。

(注6) Ministry of Energy, Department of Power, 前掲書, 21ページ。

(注7) インドの電力地域は東西南北および東北の5地域に分けられている(石上 前掲論文 145ページ)。

(注8) デリーの首都圏むけの発電を担当することもNTPCの事業に含まれている。最近ではハリヤーナー州に新規プラントを建設する案が紹介されているが、これが炭田立地という原則の修正なのか、デリー首都圏むけなのかは不明である(*Indian Express*, 1990年11月17日)。

(注9) NTPCの総裁, P.S.バミ(Bami)氏はこのパターンが2000年までも続くことを示唆している(*Indian Express*, 1990年12月5日)。

(注10) Ministry of Energy, Department of Power, *Report 1985-86*, 同*1986-87*, 同*1987-88*, 同*1988-89*, ニューデリー, の4年次分より算出。

### III 電力部門における中央・州財政関係

#### 1. 関係の概略

前節では、主に量的な比重の観点から中央と州

の関係をみた。ここでは第1図によって、電力部門での中央と州の資金的、財政的关系を整理してみる。この図によって、中央政府と州政府の間の直接的な財政移転関係以外にも、電力部門全体としてみた場合、両者の間には間接的にきわめて多様な関係が介在していることが理解できるだろう。また、中央政府、州政府およびそれぞれの管轄下にある公社を含くめたこのような総体的な関係は、おそらく電力部門に限らず、より一般的な形で描くこともできるであろう。

まず、最終消費者への電力供給を行なうSEBsが電力事業の中心に位置するが、その運営は第1図の実線が示すように、州政府そして中央政府管轄下の特殊金融機関および農村電化公社(REC)や電力金融公社(PFC)からの借入を主要な資金として運営される。SEBsが資本金をもたないことは、しばしばSEBs経営上の弱点とされる。そのことはここではおくとして、全SEBs合計で見ると借入残高比率(1985年3月末)では州政府が67.2%、電力債券16.1%、REC7.5%、生命保険公社LIC4.6%、その他4.5%となる<sup>(注1)</sup>。単年度で見てもSEBsの借入先の比率はほぼこれに準ずるが、1985年度ではRECが8.3%、LICが2.1%とRECの重要性が増している<sup>(注2)</sup>。このようにSEBsの借入先としては、RECを除けば州政府が圧倒的である。その点では、中央政府からの主として州計画財源への財政移転が州政府の資本勘定を通じて電力部門(SEBs)へ支出されるという経路が基本となっている。

しかしSEBsは電力事業でいうところの卸電力事業者であるNTPCからNEEPCにいたる5つの中央政府公社から同時に電力を購入している(ここでは電力局管轄公社のみ。ただしDVCは末端への供給も行なう)。SEBsとこれら卸電力事業者との

間に発生する取引関係は、後述するような形で中央・州財政関係の一部を構成する。

さらに電力部門の場合には外国借款についても、中央・州財政関係の一部として重視さるべき問題がある。第1図が示すように、それが州政府のプロジェクトに対してであっても借款は中央政府を経由する。すでに前稿で簡単にふれているように<sup>(注3)</sup>、外国借款は中央政府においてプールされ、州政府には開発計画財源に対する追加財源(additionality)という名称でその一部分がひきわたされる。借款に依存する度合いの高い電力部門の場合、外国政府・国際機関による借款の中央政府から州政府への移転も重要な検討課題である。

すなわち、以下では(1)NTPCによるSEBsへの電力売却問題、(2)RECのSEBsへの貸付、(3)外国借款の州への配分という3つの主題について検討する。

## 2. NTPCによる電力売却問題

### (1) 価格問題

NTPCが創設されて以来の難問は条件の異なるプラントからの供給電力に、各プラントのコスト差を反映させた別個の価格をつけるのか、それとも全国一律の価格をつけるのか、一律とすれば、その価格はプラントの段階でなのか、それとも各SEBsが供給を受けるポイントでなのかという問題であった。SEBsとすれば、NTPCプラントのそれぞれの事情はかれらにとって外生的な要因であって、SEBsによってプラントごとに異なる価格が適用されるのは不公平であるというのである。また、電力も鉄鋼や石油製品などと同じく、全国単一価格制度の対象とすべきであって、国家の統一、市場の一体性からいってもNTPCプラントを全体としてひとつの生産ユニットとみて全国一律価格を適用すべきであると州政府や各SE

Bsは主張する。現実にプラントが新しいほどコストは上昇したが、SEBsとの価格改訂を新しいコストにみあって引き上げることは困難であった。ようやく1985年に中央政府は統一価格の是非を検討する委員会を設置しこの問題に関する各SEBsおよび州政府の見解を聴取した<sup>(注4)</sup>。当然ながらSEBsや州政府の圧倒的多数は供給ポイントでの全国一律価格を支持した。委員会の結論は、原則的にはプラント段階での一律価格は正当化できるが、全国配電網が完成していない段階では実施は困難である。しかし地域(region)内においては送電費用は同一とみなすことによって一律価格を実施するというものであった<sup>(注5)</sup>。

委員会の勧告にもかかわらず、NTPCとSEBsを代表し一括交渉の相手となっている地域電力庁(Regional Electricity Boards: 以下REBs)との間では価格問題をめぐる合意が成立していない。とくに各プラントで500MWの発電機が稼働しはじめる1987-88年以降になると、かつての200MWを前提とした価格は実状にそぐわなくなった<sup>(注6)</sup>。NTPCの供給する電力の価格についてはその後工業省の工業コスト・価格庁(BICP)に付託され、いまだに結論がでていない。この問題は中央政府の管轄下にある公社が電力供給者となったがゆえに当然生まれてくる問題である。鉄鋼や石油製品など、公共部門が生産する基礎資材の全国統一価格をめぐる従来からの論争に新たな素材を提供することになった。

### (2) SEBsによる未払金問題

しかし、問題はさらに複雑である。電力価格決定の原則が確立されないだけでなくSEBsが多額の未払金をNTPCに対して抱えているのである。ここ数年のSEBsによる未払金の累積額をNTPCの年間総販売額と比較してみたのが次の

第6表 NTPC に対する SEBs の未払金  
(対年間販売額)

(単位: 1,000万ルピー)

年度 (3月末)	未払金総額	NTPC 年間総販売額
1987 <sup>1)</sup>	244.16	637.81
1988 <sup>2)</sup>	323.69	862.21
1989 <sup>2)</sup>	444.75	1,274.82
1990	951.19 <sup>3)</sup>	1,782 <sup>4)</sup>

(出所) (1) NTPC, *NTPC 12th Annual Report 1987-88*, ニューデリー, 1988年, 22ページ。  
 (2) NTPC, *NTPC 13th Annual Report 1988-89*, ニューデリー, 1989年, 11~20ページ。  
 (3) CMIE, *Current Energy Scene in India, July 1990*, ボンベイ, 1990年, 2-20ページ。  
 (4) Ministry of Industry, Bureau of Public Enterprises, *Memorandum of Understanding between Public Sector Undertakings and Government of India for 1989-90*, ニューデリー, 1989年, 45ページ。目標値である。

第6表である。

NTPC は中央の公企業のなかでも石油天然ガス公社 (ONGC) などと並ぶ優良企業のひとつであるが、未払金問題が次第に経営を圧迫しはじめている。未払金の発生は SEBs 側の経営困難からくるものであり、SEBs は NTPC だけでなく、NHPC や石炭公社 (Coal India) など他の公企業に対しても多額の未払金を抱えているのである。つまり NTPC への未払金は SEBs の経営問題の一部であり、先の第1図でいえば SEBs と最終消費者の関係までを視野にいれてはじめてこの未払金の性格は理解できるのである。しかし本稿では問題をそこまで拡張せず、未払金の中央・州財政関係との関わりに限って検討しよう。

第6表でみた NTPC および NHPC への未払金の州内訳が次の第7表に示される。ここから明らかかな事実は、未払金の約62%までが上位5つの州によって占められているということである。つまり、多い順にウッタール・プラデーシュ、ビハール、ハリヤーナー、マッディア・プラデーシュ、

第7表 中央管轄発電公社への SEBs による未払金  
(単位: 100万ルピー)

	NTPC	NHPC	合計
北部地域			
ウッタール・プラデーシュ	2,849.4	—	2,849.4
ラージャスターン	1,010.2	—	1,010.2
デリー	426.7	54.5	481.2
パンジャープ	30.3	191.7	222.0
ハリヤーナー	712.5	343.4	1,055.9
ヒマーチャル・プラデーシュ	47.5	117.8	164.3
ジャンムー・カシュミール	104.8	483.8	588.6
チャンディール	9.3	—	9.3
西部地域			
マッディア・プラデーシュ	1,035.4	—	1,035.4
マハーラーシュトラ	448.0	—	448.0
グジャラート	302.0	—	302.0
ゴア	1.1	—	1.1
南部地域			
アンドラ・プラデーシュ	49.4	—	49.4
ケララ	275.2	—	275.2
タミルナードゥ	496.8	—	496.8
カルナータカ	65.5	—	65.5
東部地域			
西ベンガル	271.0	92.1	363.1
ビハール	959.7	291.6	1,251.3
オリッサ	178.2	106.7	284.9
シッキム	4.0	3.2	7.6
ダモダル河谷公社	234.9	65.1	300.0
アッサムなど	—	300.5	300.5
合計	9,511.9	2,050.4	11,562.3

(出所) CMIE, *Current Energy Scene in India, July 1990*, 2-20ページ。

ラージャスターンとなる。電力地域でみれば、北部3州と西部1州そして東部1州であるが、ハリヤーナーを除けば、中央・州間の財政移転を論じた前稿では、ヒンディー・ベルトの諸州としての州財政上共通の性格をもつ州であった(注7)。州財政基盤の弱さ自体が (SEBs の財政基盤の弱さをもたらし)、未払金を発生させているとみることができ一方、見方によっては滞納という形での中央政

府からの資金移転がこれらの州に集中的に実施されているとみることもできよう。事実中央政府は1988/89財政年度には NTPC と NHPC に対する未払金のうち15億6320万<sup>6</sup>分を、これら多額滞納州への計画補助金と相殺するという処置をとっている<sup>(注8)</sup>。つまり NTPC と SEBs の間の未払金は潜在的に中央・州財政移転の一部であるという位置づけが中央政府、州政府双方からなされている。したがってヒンディー・ベルト諸州の抱える未払金は、中央政府によるこれら諸州の電力部門に対する延べ払的な性格をもつ貸付金として機能しているとすらいえるのである。

インドの電力部門、特に NTPC が世界銀行をはじめとする援助資金の支援を受けていることから、最近では、世界銀行がこの滞納問題の解決を借款継続の条件とするという事態が生まれている<sup>(注9)</sup>。NTPC によるファラッカの500 MW 発電機の新規設置、ヴィンディアチャルの送電計画への援助にあたっては、中央政府、NTPC および世界銀行の間で SEBs による滞納解消計画の策定が条件とされた。すでにのべたように、未払金問題は SEBs の経営問題一般の枠組のもとに考察されるべきである。しかしその場合でも、インドの特定地域の SEBs に未払金が集中しているがゆえに、電力部門に対する中央政府の進出が、SEBs 一般ではなく、事実上ヒンディー・ベルト諸州の電力投資の補完的役割を果たしていることを見逃してはならないだろう。

### 3. REC による SEBs への貸付

中央・州財政関係に関わるもうひとつの問題は、SEBs による借入先として、しだいに重要性を増している農村電化公社 (REC) の SEBs への貸付である。

農村電化は、州政府および SEBs の事業である

が、資金的には、中央政府の機関である REC に依存する度合いが強い。しかし REC は農村電化の直接の実施主体ではなく、関連の事業に関して州の電力局に対して貸付を行なうことを業務としている。REC を軸とする農村電化事業の財政的関連は第8表にみるように、第1に REC が中央政府からの貸付を受け、それをさらに SEBs に貸付けるという形になっている。

REC の貸付業務内容をより詳細にみてみよう。REC の年報によれば、その事業は第9表のように、12の項目からなる。それぞれについて、標準的なプロジェクトの融資規模、貸付期間、据置期間、利子率そして各事業における期待収益率が示されている。SEBs との関係で問題になるのは、とりわけ利子率である。平均して11%を超える貸付利子率は州政府の中央政府からの借入(9%台)の場合に比べても高い。また、REC はしばしば世界銀行などから低利の貸付を受けているが、これを考慮にいれれば、REC の貸付利率はもっと下げることが可能である。世界銀行(ないし第二世銀)による低利借款の場合、第10表にみるように中央政府による借入条件と州への転貸条件の差は大きい。したがって REC による貸付の存在理由は、貸付条件の緩さではなく、農村電化という採算性の悪い分野に中央政府が独自の資金を準備し、資金的に余裕のない州の農村電化政策を支援するということに求められる。第11表にみるように、農業先進州である、パンジャブ、ハリヤーナー、グジャラート、カルナータカ、タミルナードゥなどの諸州は REC からの貸付をあまり受けていない州に属する。

1969年に設立され、第8表からみても本格的貸付業務が70年代の後半もしくは80年代はじめに開始されたこの公社の主要な貸付先は、「緑の革命」

第8表 農村電化公社の

年次	1972/73	1973/74	1974/75	1975/76	1976/77	1977/78
資本金	20.0	31.0	50.0	55.0	60.0	67.0
借入金	20.5	35.3	77.8	130.2	193.1	301.6
中央政 府債券	—	—	8.3	19.4	30.4	41.4
金融機 関付金	—	—	—	—	—	—
貸付額	95.4	75.9	139.7	118.2	104.9	145.1
承認額	47.9	52.3	78.2	73.4	88.2	113.0
返済金	neg.	0.1	0.2	0.9	4.7	8.4
年度末貸付残高	112.1	164.3	242.2	314.8	398.3	502.9

(出所) Rural Electrification Corporation, 18th Annual Report 1986-87, ニューデリー, 1987年, 6ページ。

第9表 農村電化公社の事業別貸付利率

事業(略号)	通常の貸付規模 (10万ルピー)	貸付期間 (年)	据置期間 (年)	利率 (年率%)	適正収益率 (%)
一般協同組合(OC)	150	30	5	11.50	特に条件なし
特別農業プロジェクト(SPA)	50, 50, 60	8, 14	2	11.50	25
特別工業プロジェクト(SPI)	25, 40	8, 14	2	11.50	15
特別ローン(SL)	25	5	—	11.50	—
ハリジャン・バステイ(HB)	15	15	—	9.20	—
修正ミニマム・ニーズ事業(RMNP)	75~80	30	5	11.50	10
非電化地域事業(OB)	75~80	20	5	11.50	15
電化拡充事業(OA)	75~80	15	5	11.50	20
特別後進地域事業(SU)	75~80	25	7	11.50	10
在庫ローン	—	—	—	{14.25 {11.50 <sup>2)</sup>	—
ポンプ省エネルギー事業(CEP) <sup>1)</sup>	0.01	1	—	5	12
配電省エネルギー(CEN)	90	12	2	11.50	12

(出所) 第8表と同じ(46ページ)。

(注) 1) 1台当り。2) 一部の州。

の初期の流れにのれなかった農業後進諸州である  
とってよい。公社による貸付実績の評価はもっ  
ぱら「電化された村落」(注10)の比率によって示さ  
れ、第11表が示すように最近ではすでに100歳に  
達した先進州と後進州の比率の差はみかけ上では  
縮んできている。ここにRECの活動の積極的な  
効果をみいだすことも不可能ではない。RECの  
年報はそのようなトーンで満ち溢れている。しか

し第2図のように農村の電力利用「所帯」比率  
と「村落」単位での電化比率との間には、1981年  
の統計でみて、平均的に1対4ほどの開きがある。  
農村電化に関する中央政府の一委員会は、村落単  
位での電化比率の全般的上昇のうちで、所帯単  
位での電力利用比率の低下という逆説的な事態が進  
行していると指摘している(注11)。おそらくこうし  
た事態は電力利用所帯比率の低い後進州によりあ

財政構造

(単位: 1,000万ルピー)

1978/79	1979/80	1980/81	1981/82	1982/83	1983/84	1984/85	1985/86	1986/87
77.0	87.0	100.0	110.0	120.0	130.0	141.0	161.0	187.0
386.7	506.2	632.4	757.7	891.8	1,031.9	1,165.1	1,343.0	1,559.1
61.5	81.5	106.6	116.6	146.6	179.6	215.9	326.0	366.0
10.0	7.3	—	40.9	12.1	19.5	—	—	—
230.7	211.4	263.4	209.2	342.7	467.1	514.9	330.7	677.9
156.1	167.1	184.4	191.6	251.5	297.2	290.3	380.8	440.0
16.2	22.9	32.8	40.7	48.5	55.2	64.6	62.9	84.1
642.7	786.9	938.4	1,089.4	1,292.7	1,487.5	1,676.6	1,944.2	2,298.7

てはまるのではないか。その後の統計が入手できないため1981年の電力利用所帯比率を第11表に加えてあるが、村落比率よりもこの数字でみれば REC のこれまでの貸付活動が農村人口規模の大きな後進州にむけられていることはより明確になるだろう。これら諸州では電力利用所帯の比率をめざましく上げることが困難であり、農村電化比率の上昇に表現されるほど REC の成果は上がっていないであろう。また、それゆえにこそ今後いつそう REC の貸付がこれら諸州に集中せざるをえないことにもなる。後進州のなかでもマディヤ・プラデーシュ、ウッタル・プラデーシュ、ビハール、ラージャスターンというヒンディー・ベルトが REC の大きな貸付先であることが明らかである。

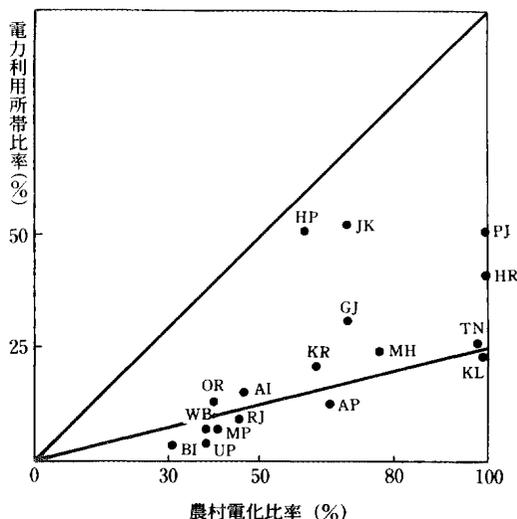
4. 外国借款と州電力プロジェクト

(1) 外国借款の州への貸付

電力部門への中央政府の進出によって、この分野に供与される外国借款のうち NTPC など中央政府機関を対象とするものの比率もまた当然上昇する。中央政府電力局年報によれば、各年に中央政府下の諸機関に供与された外貨のシェアは、

1985/86年度が48.2%、86/87年度が42.8%、87/88年度が20.0%、そして88/89年度(88年12月

第2図 農村電化比率と電力利用所帯(農村)比率の差(1981年)



(出所) 電力利用所帯比率: Registrar General and Census Commissioner of India, *Census of India 1981, Series-1 INDIA, Part-VIII A and B(v), Household Tables*, デリー, 1988年。農村電化比率: Tata Service Ltd., *Statistical Outline of India, 1982*, ボンベイ, 1982年, 第61表より。

(注) 図中の略号は、第11表参照。

第10表 REC による世銀借款の州への転貸条件

借 款 件 名	額	借 款 条 件	州 へ の 転 貸 条 件
IDA, 第1借款 (572 IN) 1975年7月	5,700 万ドル	0.75%のサービス・チャージ 10年間据置 40年返済	(1) 利率6.25~9.25% (2) 据置期間2~7年 (3) 返済期間8~35年
IDA, 第2借款 (911 IN)	1億7,500 万ドル	0.75%のサービス・チャージ 10年間据置 40年返済	(1) 利率7.25~9.25% (2) 据置期間2~5年 (3) 返済期間8~20年

(出所) Central Board of Irrigation and Power, *Symposium on Financial Viability and Generation of Financial Resources of Electricity Boards*, ニューデリー, 1986年, 104ページ。

第11表 農村電化公社の州別貸付額

(単位: 10万ルピー)

	貸付総額 (1986年3月)	返済総額 (1986年3月)	貸付残額 (1986年3月)	農村電化比率 (1988/89年)	農村電力利用世帯 比率(1981年, %)
マディヤ・プラデーシュ(MP)	370.9	52.2	318.7	75.7	6.9
ウッタル・プラデーシュ (UP)	303.5	37.9	265.6	68.3	4.0
アンドラ・プラデーシュ (AP)	228.9	33.7	195.2	97.4	12.5
ビハール (BI)	211.8	38.0	173.8	63.0	3.5
マハーラーシュトラ (MH)	196.9	42.0	154.9	98.2	24.1
ラージャスターン (RJ)	179.2	32.0	147.3	68.5	8.7
西ベンガル (WB)	162.5	27.0	135.5	63.5	7.0
オリッサ (OR)	145.0	26.4	118.6	61.5	13.0
アッサム (AS)	124.8	9.1	115.7	84.2	n. d.
パンジャーブ (PJ)	137.0	25.6	111.4	100.0	50.6
カルナータカ (KR)	118.3	16.6	101.8	97.8	21.3
グジャラート (GJ)	119.3	22.2	97.1	98.8	30.8
タミルナードゥ (TN)	113.2	31.0	82.2	99.9	26.0
ヒマチャル・プラデーシュ(HP)	72.7	6.0	66.7	99.8	51.1
ハリヤーナー (HR)	73.0	17.9	55.2	100.0	41.1
ケーララ (KL)	48.2	7.9	40.3	100.0	23.0
全国(その他州等を含む) (AI)	2,733.4	441.7	2,291.7	77.1	14.7

(出所) 第8表と同じ(30ページ)。ただし農村電化比率は, Tata Services Ltd., *Statistical Outline of India 1989-90*, ボンベイ, 1989年, 70ページより。農村電力利用世帯比率は, 第2図と同じ。

まで)が88.0%となっている(注12)。

内外からの政府借入における中央政府の比率の上昇は, インドの国家財政における最近の顕著な傾向であるが, それはこの電力分野のように投資的経費を必要とする部門への中央政府の進出がめざましいことの反映でもある。

中央政府管轄下の機関やプロジェクトへの借款

供与の他にも, 中央政府による州政府への貸付問題の一部として, 州電力プロジェクトへの外国借款問題にふれる必要がある。ここでは, 外国借款(state to state aid)の州への移転に関する一般原則と電力部門における運用の実態について紹介を行なう。

すでにのべたように, インドでは外国借款の受

第12表 州計画に対する中央政府の補助に占める外国援助関連補助（西ベンガル州の場合）

（単位：1,000万ルピー）

	1974/75 ~1978/79 合計	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89 <sup>1)</sup>	1989/90 <sup>2)</sup>	1985/86 ~89/90 合計
追加(援助関連)補助	4.4	14.8	23.5	18.9	47.6	42.7	147.6
補助金	0.4	4.5	7.1	5.7	14.3	12.8	44.3
貸付金	4.0	10.4	16.5	13.3	33.3	29.9	103.3
計画補助	393.3	237.9	284.8	304.4	374.8	391.3	1,593.3
補助金	125.1	108.0	122.9	129.0	152.5	162.2	674.5
貸付金	268.2	129.9	161.9	175.4	222.3	229.2	918.8
追加補助に占める貸付金の比率 (%)	90.9	70.2	70.2	70.4	70.0	70.0	70.0
計画補助に占める追加補助の比率 (%)	1.1	6.2	8.3	6.2	12.7	10.9	9.3

(出所) Government of West Bengal, Finance Department, *Statement Showing the Progress of Development Schemes under Seventh Five-Year Plan*, カルカッタ, 1989/90年次版より作成。

(注) 1) 修正見通し。2) 予算見通し。

け入れは中央政府の排他的権限である。借款に関する直接の窓口は財務省の経済局 (Department of Economic Affairs, Ministry of Finance) であり、電力プロジェクトであれば、その実行の担当部局は中央政府の電力局となる。借款の対象が州のプロジェクトであっても、この原則になんらの変化もない。まず一般の原則をのべる。通常州プロジェクトへの借款の場合、その総額の7割が州への財源として移転される。借款は通常総費用の50%から70%というような形で与えられるから、州が借款相当額を受け取るのは総費用のせいぜい50%以下ということになる。これを追加財源 (additionality) と称する。つまり、いわゆるガドギル・フォーミュラによる州の5カ年計画への財政移転とは別枠に与えられる財源という意味がここには込められている。そして、この追加的財源（ここがガドギル・フォーミュラと似ている点だが）は通常、貸付7割、補助金3割の比率をもって州に渡されるのである<sup>(注13)</sup>。

REC の場合に外国借款の SEBs への転貸利子

率が問題となったように、中央政府の場合も外国借款の加重平均利子率が2.3%であるのに、転貸の利子率は9%強である<sup>(注14)</sup>。西ベンガル州政府のサルカリア委員会へのメモランダムによると、その利子率は9.25%とされている<sup>(注15)</sup>。具体的な事例でこれらの点を確認するために第12表に例示した西ベンガル州のケースをみよ。追加財源は州計画への中央政府からの移転額の約1割ということになる。中央・州関係委員会(サルカリア委員会)の報告書によれば州全体では、この比率は1986/87財政年度に約12%であった<sup>(注16)</sup>。また第12表によれば、追加財源の貸付7割、補助金3割という原則は最近ではかなり正確に適用されているようである。

このように中央政府は事実上外国借款をもって利鞘を稼いでいることになる。外国借款に関するこのような慣行の根拠づけとしては、条件の異なる借款の負担を州に公平に分担させるため、また州政府が貸付条件や為替の変動を直接被ることを避けるため、さらに経済的後進州が一層開発の遅

れをみないよう、借款による財源の一部をプールして後進州にまわすためであるとされる(注17)。

こうした仕組は当然ながら州の不満を招いている。1989年度から家族計画など社会サービス分野への借款に関しては100%移転が実行されるようになったのは、こうした不満に対応するものであった(注18)。州政府は電力や農業などの分野でも100%移転を実施するよう求めている。また、貸付7割、補助金3割という構成についても、補助金の比率を引き上げるよう要求している州もある(注19)。

## (2) 電力部門における事例

しかし外国借款の移転に関する上記の慣行は、全く中央政府の裁量に基づくものであって、法的根拠によるものではない。したがって、時として100%移転が電力プロジェクトの場合にも実現されたケースがある。たとえば、ウツタル・プラデーシュ州電力庁のアンパラBプロジェクトについては、日本の海外経済協力基金の借款が、またマハーラーシュトラ州のウラン・ガス・タービン・プロジェクトの場合西ドイツのKFWの借款が、100%当該州に移転されている(注20)。要するにこの問題は基本的に中央政府の裁量権限のもとにあるのである。

こうした外国借款の州への移転の裁量性のために引き起こされた中央・州間の対立として最も参考になる事例が西ベンガル州政府が第7次計画の一環としてスタートさせようとしたボクreshwar (Bakreshwar)・プロジェクトである(注21)。これは同政府が第8次計画時の電力不足を見越して州プロジェクトとして企画したもので、総設備能力840 MWの火力発電施設を同州ビルブム県に建設する予定であった。これには100億ルピーの7割についてソ連政府による援助が供与されることもす

で決定済みであった。しかし中央政府は外国援助の与えられるプロジェクトは州単独のプロジェクトとはなりえないという理由から、これをNTPCのもとにおくことを要求し、州政府と対立したのである。西ベンガル州は自州の電力の需給状態から、これをどうしても州の事業とせざるをえないとして、1989/91年度から中央の財政支援なしに同プロジェクトを発足させることを決定した。しかし1989年12月の連邦下院総選挙で、西ベンガル州の与党戦線(左翼戦線)の支持するV・P・シン(Singh)政権が登場することによって、中央政府のボクreshwar問題への妨害的態度に終止符がうたれた。1990年7月にはソ連政府とインド政府との間に合意書が交され、総工費120億ルピーの3分の1に対して借款の供与が行なわれることになった(注22)。電力部門への外国援助のこれまでの実績からすれば、中央政府がボクreshwar・プロジェクトに対してとった態度は公平ではなかった。問題は州プロジェクトへの外国援助を中央が州にどのような基準で引き渡すかについてなんらの確定した基準がなかったことによるのであった。中央(当時は会議派政権)が特定の州(この場合西ベンガル)に政治的な配慮を働かせることによって、この欠陥がたまたま明らかになったのである。

借款の供与者側からみれば、こうした中央・州関係は国内的な処理の問題にすぎないとして深い考慮に値しないかもしれない。しかし外国借款の州政府への移転のありかたは、州政府の中央政府に対する債務問題の一部として、州政府側から今後とも再検討をせまられるであろう。電力部門は借款に依存する度合いが高いから、中央政府による州政府への貸付問題は、この部門での中央・州関係にも影響を与えることになる。ちなみに、

サルカリア委員会は借款の州政府への移転に関する現行の一般的慣行を変更する必要はないとしている(注23)。

(注1) Central Electricity Authority, *State Electricity Boards Financial Performance Review 1980-85*, ニューデリー, 1988年, 22~23ページ。

(注2) 同上書 55, 59ページ。PFCも火力発電所の修理・近代化, 既着プロジェクトの完工促進, 送電事業の支援などを目的として1987/88年度以降単年度ではRECに匹敵する貸付を行なっている。

(注3) 佐藤 前掲論文(I) 19ページ(注14)。

(注4) Ministry of Energy, Department of Power, *Report of the Committee on the Tariff for Electricity Supply from Central Thermal Power Stations*, ニューデリー, 1986年。

(注5) 同上書 7~10ページ。

(注6) NTPC, 前掲書, 21ページ。

(注7) 佐藤 前掲論文(II) 64~65ページ。

(注8) NTPC, 前掲書, 20ページ。第7表の未払金は, 上位5州の1989年度の電力支出予算に対してウッタル・プラデーシュ州で1.73倍, ビハール州で5.28倍, ハリヤーナー州で3.43倍, マッディア・プラデーシュ州で0.60倍, ラージャスターン州で4.28倍となる。

(注9) *Economic Times*, 1989年7月4日, 11月9日/*Indian Express*, 1990年4月19日。

(注10) 村落中に1カ所でも電力が供給されていれば電化された村落とみなされる。CMIE, *Current Energy Scene in India, July 1990*, ボンベイ, 1990年, 2-14ページ。

(注11) 同上書 2-16ページ。

(注12) Ministry of Energy, Department of Power, *Report 1985-86*, 同*1986-87*, 同*1987-88*, 同*1988-89*の4年次分より算出。

(注13) 以上の記述はCCSR I, 311~312ページ/CCSR 2, 125, 285~286, 342, 438, 515~516ページによる。

(注14) CCSR I, 311ページ。

(注15) Government of West Bengal, *Memorandum Submitted to the Sarkaria Commission*, カルカッタ, 1984年, 22ページ。

(注16) CCSR I, 311ページによる。

(注17) *Economic Times*, 1990年2月2日/CCSR I, 311ページ。

(注18) *Economic Times*, 1990年2月2日。

(注19) CCSR 2, 286ページ(ケーララ州), および Government of West Bengal, 前掲書(西ベンガル州), 22ページ。

(注20) *West Bengal*, Government of West Bengal, 1988年10月1日, 337ページ。

(注21) Government of West Bengal, *A Note on Haldia Petrochemicals Project and Bakreshwar Thermal Power Project*, カルカッタ, 1988年, 4~6ページ。

(注22) *West Bengal*, 1990年8月1日, 284ページ。

(注23) CCSR I, 312ページ。

## IV 結 び

電力部門を事例として, 中央・州財政関係への視点を拡大するという本稿の試みは, きわめて荒削りなものにとどまったが, 上記の作業から明らかになった点を冒頭の問題提起に照らして以下に整理しよう。

- (1) 直接に中央政府と州政府の財政関係でなくとも, 事実上両者の財政関係に転化されるか, もしくは補完的であるとみなされる関係が存在する。NTPCへのSEBsの未払金は前者の例であり, RECのSEBsへの貸付は後者の例である。州財政による電力部門への投資的支出が困難なヒンディー・ベルトの諸州について, そうした性格が顕著にあらわれている。この点は筆者の前稿の結論を発展させたものになる。
- (2) こうした事実上の財政関係発生の背景にはSEBsの経営問題, とくに農村電化事業の負担にあえぐSEBsの実態がある。これは上記後進州で顕著である。本来ここまで論じないとNTPCへの未払金やRECの貸付の偏り

などの根源が明らかにならないが、本稿の設定した課題を大きくこえるので、別途論ずるべきであろう。

(3) 電力部門への中央政府による進出は投資支出における中央の比率の上昇、中央政府への

外国借款のシェアの拡大をもたらした。また外国借款受入に関わる中央政府の絶対的ともいえる権限が、借款に依存する度合いの強い電力部門の開発をめぐって、州と中央の摩擦の一要因となっている。西ベンガル州のボク

付表 全国火力発電公社

プロジェクト	シングラウリ	コルパ	ラマグンダム	ファラッカ	ビンディ アチャル
(位置) (州)	ミルザプル UP	ビラスプル MP	カリムナガル AP	ムルシダバード WB	シデ MP
完成時の発電設備能力 (MW)	2,000	2,100	2,100	2,100	2,260
認可済発電設備能力 (MW)	2,000	2,100	2,100	1,600	1,260
送電網延長 (400 KV, km)	2,355	2,257	2,440	1,531	1,824
石炭・天然ガス源	ジャヤント, ビ ナ炭田	クスムンダ・ブ ロック・ゲブ ラ炭田	南ゴダワリ炭田	ラジマハル炭田	ニガイ炭田
用水源	リハンド貯水湖	ハスデオ川	ポチャンパド・ ダム	ファラッカ・フ ィーダー・カ ナル	シングラウリ発 電所の西水路
受益州 <sup>5)</sup>	UP, RJ, PJ, HR, HP, DL	MP, MH, Goa, GJ	AP, TN, KL, KR, Goa	WB, BI, OR, SK, ダモダル 河谷公社	MP, GJ, MH, Goa, D. D, D. N
認可投資額 (1,000万ルピー)	1,374.93	1,138.44	1,702.18	2,229.86	1,110.42
稼働設備	5×200 2×500	3×200 3×500	3×200 3×500	3×200	3×210
認可予定設備	—	—	—	1991/92 1×500 1992/93 1×500 1994/95 1×500	1989/90 1×210 1990/91 2×210

(出所) National Thermal Power Corporation, NTPC, 13th Annual Report 1988-89, ニューデリー, 1989年,  
(注) 1) 首都火力発電プロジェクト 2) 正式認可待ち 3) HVDC 送電線 4) 220 KV 送電線 5) 州名の略号  
CH—チャンディーガル。

レシユワル・プロジェクトがその典型であった。

- (4) 電力部門への中央政府の進出にともない、中央政府管轄下の機関による供給電力の統一価格問題など、インド経済全体に大きな影響

を与える要因が生まれつつある。

(アジア経済研究所地域研究部主任調査研究員)

〔付記〕 本稿の作成にあたって佐野博章氏の御紹介で電源開発株式会社資料室収集の資料を利用させていただいた。記して感謝いたします。

のプロジェクト一覧

リハンド	カハルガオン	NCTP <sup>1)</sup>	バダルプル	ガス・プロジェクト	タルチェル
ミルザブル UP 3,000 1,000 1,410/910 <sup>2)</sup> 610	バガルブル BI 1,840 840 1,058	ガジアーバード UP 1,840 840	ニューデリー 720 720	アンタ (RJ) アウリア (UP) カワス (GJ) 1,630 1,630 575/1,910 <sup>3)</sup>	デンカナル OR 3,000 1,000 <sup>2)</sup> 430
アムロリ炭田	ラジマハル炭田	北カランプラ炭田	ジャリヤ炭田	南バシン・ガス田および HBJ パイプライン	タルチェル炭田
リハンド貯水湖	ガンジス川	マト支用水路	アグラ・カナル	カワス, ハジラ支用水路/ アウライア, エタワ・ カナル/アンタ, コタ右岸 カナル	サナル堰
HR, PJ, RJ, UP, JK, HP, DL, CH 1,033.00 2×500	東部諸州 1,058.64 — 1991/92 2×210 1992×93 2×210	首都区域 1,063.57 — 1991/92 1×210 1992/93 2×210 1993/94 1×210	UP, HR, PJ, JK, HP, CH, DL 249.99 3×100 2×210 —	カワス—西部諸州, アンタ, アウリア—北部諸州 1,199.86 3×88 4×112 1990/91 2×102 1×149 1991/92 4×111 1992/93 2×103	東部諸州 1,480.85 — 1994/95 2×500

84ページ。

は第11表と同じ。ただし DL—デリー, SK—シッキム, D.D—ダマン・ディウ, D.N—ダドラ・ナガルハベリ,